

特記仕様書

1. 工事番号 多文ス工 第1-3号
2. 工事名 養正交流センター施設整備工事 機械設備工事
3. 工事場所 多治見市陶元町135番地の3 地内
4. 工事概要 養正公民館において、坂上児童館にある児童館機能を統合した養正交流センターを整備するための機械設備工事をおこなうもの
 <施設概要>
 主要用途： 公民館+児童館
 構造： 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 階数： 地上2階
 延べ面積： 1143.75㎡
 付属建築物： 防災倉庫ほか
 <工事内容>
 ・機能統合複合化工事 1式
 ・長寿命化等工事 1式
 ・共通工事 1式

5. 関連工事との調整、協力及び連携

本工事と関連する工事は、次のとおりとする。また、受注者は、関連工事を含む統合整備工事全体の工程会議の実施にあたり建築工事受注者及び工事監理者のおこなう全体調整に協力する。

- | | | |
|-----------|----------------|--------|
| 多文ス工第1-1号 | 養正交流センター施設整備工事 | 建築工事 |
| 多文ス工第1-2号 | 養正交流センター施設整備工事 | 電気設備工事 |

6. 適用基準

図面及び内訳書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による次に掲げる図書（以下、標準仕様書という。）を適用する。

- 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」
- 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」
- 「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」

7. 一般事項

1) 設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は、次のとおりとする。

- ① 質疑回答書
- ② 特記仕様書
- ③ 図面
- ④ 内訳書
- ⑤ 標準仕様書
- ⑥ 公共規格及びこれに準ずる規格

2) 疑義及び軽微な変更

図面、内訳書等の内容に相違ある場合、明記のない場合又は疑問を生じた場合は、全て監督員と協議し、その指示による。

3) 官公署その他の手続き

本工事の施工に必要な諸届、諸手続きは受注者の責任において行う。

4) 発生材の処理

建設廃棄物の処理についてはリサイクルを原則とし、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」の規定を遵守し、「産業廃棄物管理票（マニフェスト。「建設系廃棄物マニフェスト」を含む。）を利用し、適正に行う。なお、三の倉センター及び大畑センターへの廃棄物の持込みは行わない。

5) 工事实績データの作成及び登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）により受注時、変更時、完成時及び訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。また、「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

6) 建築材料

本工事に使用する機器材料は設計図書に規定する同等以上のものとし、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。また、設計図面及び内訳書に示された建築材料の製造所名及び品番は全て参考とし、当該製造所名及び品番の同等品以上と読み替える。

設計図書に規定されていない機器材料については「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている調達品目をできる限り使用するよう努める。

7) 施工中の安全確保

受注者は、事故防止等には十分注意し、適当な安全施設を施す。また、施設利用者の安全には十分配慮する。

8) 環境保全

受注者は、アイドリングストップの励行、低公害・低燃費車の使用や輸送体系の効率化により、自動車排ガスの低減に努める。建設機械は、低騒音型及び低振動型の建設機械を使用する。

9) 動力用水費

本工事の施工に関し使用する電力、水等の動力用水費は、受注者の負担とする。なお、市の電力及び水を使用する場合は、使用場所、使用時間及び使用料の支払い方法等について施設管理者と打合せの上、施設管理者の承諾を受けてから使用する。

10) 工事計画

工事計画は、監督員及び施設管理者と十分協議し、作成する。解体撤去等の騒音及び振動が発生する作業等については、近隣にある施設への影響にも配慮した工事計画とする。なお、令和6年5月末まで養正公民館が開館しているため、現場着手の時期は養正公民館内の不用品等が搬出された後の同年6月上旬とし、詳細の日時は施設管理者との協議による。また、令和7年2月末までに建築工事の主要な部分が完成する工事計画とする。

11) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

12) 注意事項

受注者は、監督員と緊密な連絡を図り、十分な打ち合わせを行って工事を施工するもの。
また、工事中に既存の構築物、道路、車等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の負担により復旧する。